

川崎市病院局不納欠損処分取扱いについて

18川病総経第1219号

平成19年3月30日

川崎市病院事業管理者決裁

川崎市病院局会計規程（平成17年川崎市病院局規程第36号）第27条に規定する収入の未納金で不納欠損となるものがあるときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 債権（時効による消滅について、時効の援用を要しないものに限る。）が消滅時効の完成により消滅したとき。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定による議会の議決により債権を放棄したとき。
- (3) 川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）第8条の規定により債権を放棄したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の規定により債権が消滅し、又は債権を放棄したとき。

附 則

この取扱いは、平成19年3月30日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成26年3月31日から施行する。